

研究成果公開促進費（学術定期刊行物）の改善内容の検討結果

種目名を「学術定期刊行物」から「**国際情報発信強化**」とする。

（1）ジャーナルの発行に必要な経費について

- 助成対象を定期的に刊行する学術誌から、**国際情報発信力を強化する取組**とする。
- 対象経費を「直接出版費」・「欧文校閲費」・「海外レフェリー郵送料」に限定していたものから、**国際情報発信力の強化に必要な経費**とする。

【対象経費】

査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通に係る経費（例えば、人件費、外国旅費、国内旅費、会議費、謝金、消耗品費、出版経費、欧文校閲費、委託経費、電子化関連経費 等）

（2）国際発信力強化のための取組内容の評価について

- 事業期間は**5年間**とし、評定要素として刊行物の国際情報発信強化に向けての目標や評価指標（中間時と事業完了時）を設定し、その実施計画が目標達成に向けて、妥当なものか評価する。
- 国際情報発信強化の取組内容は、これまでと異なる**新たな取組**であるかを評価する。

（3）応募区分（オープンアクセスの取組への助成）について

- 応募総額により応募区分を「**国際情報発信強化(A)**」、「**国際情報発信強化(B)**」とする。
- 従来の購読誌は、「国際情報発信強化(A)」、「国際情報発信強化(B)」で応募する。
- オープンアクセス誌の育成を支援するため、応募区分として「**オープンアクセス刊行支援**」を設ける。

（4）その他検討事項（審査体制及び審査基準）について

- 国際情報発信強化の取組内容を専属的に審査する為、「**国際情報発信強化小委員会**」を新たに設置する。
- 審査体制は**研究者で学術刊行物の編集長等の経験した研究者**を6名程度と、**出版社等で刊行業務を経験した担当者**を6名程度の、合計12名程度で構成し、編集長等の経験者については人社・理工・生物のバランスを配慮する。
- 「国際情報発信強化(A)」と「オープンアクセス刊行支援」については**ヒアリング審査**を行う。
- 5年間の事業期間中、3年目に**中間評価**を実施する。
- 評価項目として**複数の学協会等が連携して行う取組み**については、特に配慮する。

国際情報発信強化に関する主な改善点

	現行制度	日本学術振興会による検討案												
種目名	学術定期刊行物	国際情報発信強化												
公募対象	我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制等により質の保証された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する学術誌	研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの 国際情報発信力を強化する取組												
対象経費	学術誌の刊行に必要な経費のうち次に該当する経費に限定 ① 直接出版費のうち以下のa)～f)の経費 a)組版代 b)製版代 c)刷版代 d)印刷代 e)用紙代 f)製本代 ② 欧文校閲費 ③ 閲読審査等を海外レフェリーへ依頼する際の往復の郵送料	国際情報発信力の強化を行うための取組(査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通等)に必要な経費 上記取組と直接関係しない学術団体等の経常的な経費等については、対象としない												
応募区分・種別	① 欧文誌： 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上であるもの。 ② 特定欧文総合誌： 複数の学会等が協力体制をとって刊行(学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。)する国際競争力の高い欧文誌で、次に掲げる条件をすべて満たすもの a)参加する団体及び出版社が明確であるもの b)作成及び販売における協力体制が確立しているもの c)査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図っているもの d)年4回以上発行しているもの e)年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの f)1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの ③ 欧文抄録を有する和文誌： 欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるもの。原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>応募総額</th> <th>種別(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際情報発信強化(A)</td> <td>2,000万円以上</td> <td>種別I</td> </tr> <tr> <td>国際情報発信強化(B)</td> <td>100万円以上 2,000万円未満</td> <td>種別I・II</td> </tr> <tr> <td>オープンアクセス刊行支援</td> <td>2,000万円以上</td> <td>種別I</td> </tr> </tbody> </table>	区分	応募総額	種別(※)	国際情報発信強化(A)	2,000万円以上	種別I	国際情報発信強化(B)	100万円以上 2,000万円未満	種別I・II	オープンアクセス刊行支援	2,000万円以上	種別I
		区分	応募総額	種別(※)										
		国際情報発信強化(A)	2,000万円以上	種別I										
		国際情報発信強化(B)	100万円以上 2,000万円未満	種別I・II										
オープンアクセス刊行支援	2,000万円以上	種別I												
※ 刊行される学術刊行物により以下の2つに分類する														
種別I: 掲載する内容がすべて英文の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組														
種別II: 種別I以外の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組。ただし、原則として人文・社会科学領域における取組を対象とし、和文の原著論文の全てについて、英文の研究抄録又は翻訳を有するものとする														
審査内容	・重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものであるか、刊行体制が学術の振興及び普及に寄与することが期待できるものであるか、国際性を高める取り組みがなされているか等について着目しつつ総合評点を付す	・ 国際情報発信強化に向けての目標や評価指標、取組内容とその実施計画及び新たな取組の準備状況等について着目しつつ総合評点を付す ・学術的価値及び補助要求額の経費内容の適切性については評価項目に基づき、評価する												

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）－国際情報発信強化－ 公募内容のイメージ

国際情報発信強化

(1) 対象

研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられます。

- ・複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組。
- ・電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組。
- ・独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組。

(2) 応募資格者

学術刊行物の発行に関わる学術団体等の代表者。

ただし、学術団体等は、出版社及び大学、研究機関等を除き、かつ、所在地が日本国内にあるものに限ります。

(3) 応募区分

応募区分は次の3種類とします。

区分	応募総額(※1)	種別(※3)
国際情報発信強化(A)	2,000万円以上	種別I
国際情報発信強化(B)	100万円以上 2,000万円未満	種別I・II
オープンアクセス刊行支援(※2)	2,000万円以上	種別I

※1 助成期間全体での総額となります。

※2 オープンアクセス刊行とは、利用者が対価を支払うことなしに、研究成果を利用することができる刊行形態とします。また、オープンアクセス刊行のスタートアップを助成対象とすることとし、助成対象となる刊行時期については、3年目の平成27年10月末頃までにオープンアクセス刊行するもの、または平成23年9月以降にオープンアクセス刊行したものを対象とします。

※3 刊行される学術刊行物により以下の2つに分類します。

種別I：掲載する内容がすべて英文の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組。
(なお、英文以外の外国語の場合はその理由を記載すること。)

種別II：種別I以外の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組。

ただし、原則として人文・社会科学領域における取組を対象とし、和文の原著論文の全てについて、英文の研究抄録又は翻訳を有するものとします。

(4) 重複応募

一つの学術団体等の応募は、「オープンアクセス刊行支援」を除いて一つに限ります。「オープンアクセス刊行支援」に重複して応募する場合は、応募対象経費の内容及び対象とする学術刊行物に重複がないものとします。

また、学術団体等の応募とは別に、複数の学術団体等で協力体制をとる団体等を代表して応募することができます。ただし、協力体制をとる各学術団体等の取組の内容と重複がないものとします。

(5) 応募対象経費

国際情報発信力の強化を行うための取組（査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通等）に必要となる経費とします。

これらの取組と直接関係しない学術団体等の経常的な経費等については、対象となりません。

(6) 助成期間 5年間（原則として、5年間の内約を行います。助成期間を単年として採択することがあります。）

- ・ 5年間の内約を行った課題については原則として3年目で中間評価を実施します。この評価結果により、4、5年目の助成を中止する場合があります。

(7) その他の留意点

- ① 学術刊行物の発行に関わる学術団体等において、採択された事業を開始しようとする時まで、事業を遂行する上で必要な調達に関するルールを定めなければなりません。

（ ルールの作成に当たっては、例えば役員の所属する研究機関の調達ルールを準用するか、又は、国の基準に従って決めてください。 ）

- ② 「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」第18条及び第19条の規定に基づき、当該事業の経理及び事業の遂行状況について実地に調査を行っておりますので、調査対象となった場合はご協力ください。

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）－国際情報発信強化－ 審査体制及び評価項目のイメージ

【審査体制】

現行の学術図書、データベースの審査を担当する分野別の4小委員会と切り離し、全分野を下記の小委員会にて審査及び評価を行うこととする。

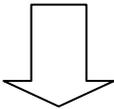
科研費委員会 成果公開部会 国際情報発信強化小委員会（計12名程度）

（学術誌刊行業務担当者等（6名程度）＋3系の学術団体等の学術刊行物の編集長等の経験者各2名程度）

学術誌刊行業務担当者等 （6名程度）	学術団体等の学術刊行物の編集長等の経験者 （人社系） （2名程度）
	学術団体等の学術刊行物の編集長等の経験者 （理工系） （2名程度）
	学術団体等の学術刊行物の編集長等の経験者 （生物系） （2名程度）

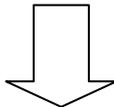
【審査の進め方】

①審査方法等の確認（合議）



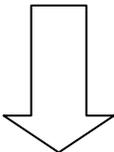
- ・ 書面審査の前に、審査方法等の確認を行う。

②書面審査



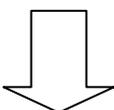
- ・ 国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス化支援の応募区分については全審査員が書面審査を行う。
- ・ 国際情報発信強化（B）の応募区分については編集長等の経験者は各分野の応募課題の書面審査を行い、学術誌刊行業務担当者は応募課題を分担して書面審査を行う

③ヒアリング対象課題等の選定（合議）



- ・ 国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス化支援の応募区分についてはヒアリング対象課題を選定する。
- ・ 国際情報発信強化（B）の応募区分については採択課題を選定する。

④ヒアリング審査による採択課題の選定（合議）



- ・ ヒアリングを行い国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス刊行支援の採択課題を選定する。

⑤中間評価

- ・ 採択された課題については、3年目に中間評価を実施する。

【国際情報発信強化 評価項目】

（審査の方針）

- ① 研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力の強化が期待される取組を選定する。
- ② 選定に当たっては複数の学術団体等が行う取組等について特に配慮する。
- ③ 過去の刊行事業に関する収入実績の金額が支出実績の金額を超えることがあった学術団体等から出版費を計上した応募があった場合には、当該経費について慎重に審査を行う。

【書面審査の評定基準】

I 評定要素

書面審査においては、国際情報発信強化の各応募課題について、以下の評定要素ごとに4段階の絶対評価による評点を付す。

① 目標及び評価指標の適切性

- ・ 目標及び評価指標（中間及び終了時）は具体的に示されているか。
- ・ 目標は国際情報発信力の強化、実現が期待できるものか。また、評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
- ・ 英文以外の外国語での応募の場合、当該外国語で発行する妥当な理由となっているか。

② 取組の内容及び実施計画の妥当性

- ・ 取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
- ・ 各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

③ 準備状況

- ・ 新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
- ・ 新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

II 総合評点

各課題の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、5段階評価を行い、総合評点を付す。その際、審査を担当する取組が10件に満たない場合は、評点分布の目安にとらわれず評点を付す。

III 評定の前提となる基本的評価項目

① 学術的価値と質の確保

- ・ 刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。
- ・ レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

② 補助要求額

- ・ 経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）-国際情報発信強化-の採択のイメージ

国際情報発信強化を5億円程度執行すると想定して採択のシミュレーションを行う。

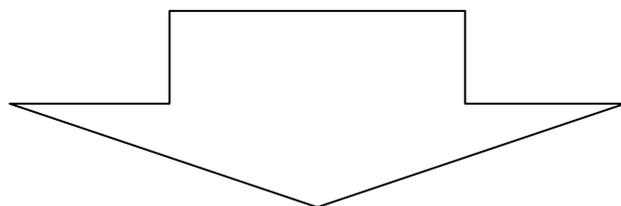
初年度に全額を新規課題として採択してしまうと後年度で新規課題が採択できなくなるため、以下のような計画で新規課題の採択をする。

なお、事業の性質上後年度負担額は各年度とも初年度と同額と想定する。

【平成24年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）交付状況】

（単位：千円）

	件数	平均配分額	総配分額
欧文誌	69	3,232	223,000
特定欧文総合誌	2	14,300	28,600
欧文抄録を有する和文誌	29	1,069	31,000
合計	100	2,826	282,600



【制度改正後のシミュレーション】

（単位：千円）

	1年目 採択 予定 件数	2年目 採択 予定 件数	3年目 採択 予定 件数	4年目 採択 予定 件数	5年目 採択 予定 件数	一件当たりの 単年度平均配分額 のめやす
国際情報発信強化（A）（5年）	3	6	9	12	15	15,000
国際情報発信強化（B）（5年）	10	20	30	40	50	3,000
オープンアクセス刊行支援（5年）	1	2	3	4	5	50,000
単年として採択するもの	60	45	30	15	0	1,000～ 8,000
合計	74	73	72	71	70	—

※「単年として採択するもの」を除き、1年目と同数を2年目以降も採択するものとして設定（2年目以降は、継続課題を含んだ採択予定件数）。なお、採択予定件数は応募状況等を踏まえて見直す。

日本の学術情報発信機能を強化するための科学研究費助成事業 (科学研究費補助金(研究成果公開促進費))の活用等について(概要)

資料3 参考4

科学技術・学術審議会学術分科会
研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会
(第47回)配布資料より

背景・課題

● 日本の学術情報発信強化の必要性

- 日本の研究上の位置づけに見合った貢献による、世界の研究者に対する研究の多様性の確保

日本の学術コミュニティを基盤とする国際的ジャーナル刊行の必要性

● 電子ジャーナルへの移行とオープンアクセス

- 自然科学系を中心にした「電子ジャーナル」への移行
- 国際的なジャーナルの情報発信力強化のためのオープンアクセス方式

オープンアクセスに関する新たな取組の支援

● 研究成果公開促進費(学術定期刊行物)の課題

- 紙媒体を前提とした助成、国際情報発信力強化の取組評価の難しさ

電子化の進展及び国際情報発信力強化に向けた改善の必要性



研究成果公開促進費(学術定期刊行物)の改善の方向性

(1) ジャーナルの発行に必要な経費の助成

- ジャーナルの発行方法の改善に必要な経費の助成を可能とするために助成対象及び応募対象経費を変更
- 国際情報発信力強化への取組にかかる事業計画を助成対象とする

(3) オープンアクセスの取組への助成

- 公募の対象から海外有償頒布の条件を削除することにより、購読誌とオープンアクセス誌のどちらも応募可能とする
- 政策的にオープンアクセス誌の育成を推進することについて明確化するため、新たな重点支援のための区分として「オープンアクセス誌(スタートアップ支援)」を設けることを検討

(2) 国際発信力強化のための取組内容の評価

- 国際情報発信力強化の取組等について、学協会等が自ら事業期間中に達成すべき目標や事業期間内の年度計画を設定し、当該内容を応募時に審査

〔その他〕

- ジャーナルの改善に関する取組内容の助成を可能とする評価の仕組の構築
- 学協会等の連携を促進しジャーナル発行を支援する取組にかかる事業計画についても助成



期待される効果

- 日本の研究者の高い研究力に見合い、各分野において世界の学術に貢献するような有力なジャーナルの育成
- オープンアクセス誌への重点支援による、ICT時代に相応しい学術情報発信流通体系の普及と促進

学術定期刊行物に関する具体的な改善について〔主なもの〕

(制度改善の観点)

- ◇ジャーナルの発行に必要な経費の助成
- ◇国際情報発信力強化のための取組内容の評価
- ◇オープンアクセスの取組への助成

現 状	改 善 案
<p>〔ジャーナルの発行に必要な経費の助成〕</p> <p>我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が学術の国際交流に資するため、レフェリー制等により 質の保証された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する学術誌</p>	<p>我が国の学協会又は複数の学協会等の協力体制による団体等が学術の国際交流に資するため、研究者が研究成果を発表する媒体として同一タイトルのもとに継続して発行され、査読制度のもとに質が保証されたジャーナルについて、更なる国際情報発信力の強化を行うための事業計画</p>
<p>〔応募対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇直接出版費のうち以下の経費(電子媒体はaの経費が該当) <ul style="list-style-type: none"> a)組版代 b)製版代 c)刷版代 d)印刷代 e)用紙代 f)製本代 ◇欧文校閲費(ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び応募団体に参加している者への支出は対象外) ◇閲読審査等を海外レフェリーへ依頼する際の往復の郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ◇対象となる経費 ジャーナルの発行(査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通等)に必要な経費 ◇対象とならない経費 ジャーナルの発行と直接関係がない学術団体等の経常的経費
<p>〔国際発信力強化のための取組内容の評価〕</p> <p>個々の計画の学術的価値等について評価</p>	<p>個々の計画の国際情報発信力強化の取組等について評価</p>
<p>〔応募区分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇欧文誌 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が<u>50%以上</u>であるもの ◇欧文抄録を有する和文誌 欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が<u>50%未満</u>であるもの 原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ◇カテゴリーⅠ 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が<u>原則100%</u>であるもの ◇カテゴリーⅡ 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%未満であるもの 原則として人文・社会科学を対象とし、和文で発表する必要があるものを除き、欧文ページの比率を極力上げる計画を持つものに限る
<p>〔オープンアクセス誌(スタートアップ)の新設〕</p> <hr style="width: 25%; margin-left: 0;"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇電子媒体主体の新たな取組への助成 オープンアクセス誌のスタートアップを重点支援するための<u>応募区分</u>を新設する